

○金融庁告示第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号）第二条ただし書及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号）第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を次のように定める。

令和二年六月二十九日

金融庁長官 遠藤 俊英

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項

の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準第一条第十号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率

(連結レバレッジ比率)

第一条 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率は、三パーセントとする。

(総エクスポージャーベース外部TLAC比率)

第二条 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(以下この条において「最終指定親会社TLAC告示」という。)第一条第十号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率は、国内処理対象最終指定親会社TL

A C 告示第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。) について六パーセントとする。

## 附 則

### (適用時期)

1 この告示は、令和二年六月三十日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和三年三月三十一日から適用する。

### (この告示の失効)

2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。